

秩父駅東側まちづくり構想策定業務委託

特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、「秩父駅東側まちづくり構想策定業務委託」（以下「本業務」という）に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本業務は、秩父市都市計画マスタープラン及び秩父市立地適正化計画（令和3年4月）に基づき、将来人口等を踏まえながら関係者の合意形成を図りつつ、広域的観点から国道140号及び国道299号、秩父駅に隣接する秩父駅東側、旧秩父セメント第一工場跡地並びにその周辺エリアにおける土地利用の検討を行い、必要な交通施設の構造等を調査・設計し、秩父駅東側区域の将来まちづくり構想を策定するとともに、用途地域の都市計画変更及び道路等の都市計画決定に向けた基礎資料のとりまとめを行うことを目的とする。

(疑義の協議)

第3条 本業務の実施にあたり本特記仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議し、発注者の指示に従うものとする。

(管理技術者)

第4条 受注者は、本業務の管理技術者として、高度な技術力および十分な実務経験を有し、作業計画の立案ならびに工程管理を総括できる者を配置するものとする。

当該管理技術者は、次のいずれかの資格を有する者でなければならない。

- ・技術士（建設部門：都市及び地方計画）
- ・RCCM（都市計画及び地方計画）

(照査技術者)

第5条 受注者は、本業務の照査技術者として、次のいずれかの資格を有する者を配置するものとする。

- ・技術士（建設部門：道路）
- ・RCCM（道路）

(資料の貸与及び返還)

第6条 本業務実施に必要な図面、関係資料等を受注者に貸与するものとする。また、受注者は、発注者から貸与された図面、関係資料等について、その重要性を認識し、取扱い及び保管を慎重に行い、本業務完了後、速やかに返還するものとする。

(守秘義務)

第7条 受注者は、本業務履行上知り得たことについて、いかなる理由があっても発注者の了解なしに他に漏らしてはならない。

(社内セキュリティ体制)

第8条 受注者は、本業務履行上必要となる個人情報や機密情報について、適切な情報セキュリティ体制を確立し、取り扱わなければならない。なお、受注者は、プライバシーマーク制度及び ISO27001 (情報セキュリティマネジメントシステム) の認証を取得しているものとし、業務着手時に認証取得を証する書類の写しを提出するものとする。

(工程管理等)

第9条 受注者は、業務計画書に基づき業務の進捗状況等について発注者へ報告し、適正な工程管理を行わなければならない。

(品質管理)

第10条 受注者は、本業務履行に際し、適切な品質管理に努めなければならない。なお、受注者は ISO9001 の認証を取得しているものとし、業務着手時に認証取得を証する書類の写しを提出するものとする。

(検査)

第11条 受注者は、全工程完了後、発注者に完成通知書とともに成果品を提出し、発注者の検査を受け、検査の合格をもって業務の完了とする。

(成果品の補足、修正)

第12条 受注者は、本業務完了後、成果品に受注者の責に伴う瑕疵が確認された場合は、発注者の指示により速やかに補足、修正を行うものとし、その費用は受注者の負担とする。

(履行期間及び納入場所)

第13条 本業務における成果品の履行期間及び納入場所は、次のとおりとする。

- (1) 本業務の履行期間は、契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。
- (2) 成果品の納入場所は、秩父市企画政策部総合政策課とする。

- (3) 受注者は、本業務を進めるに当たり、必要となる資料については、秩父市の指示に従い随時提出するものとする。

第2章 業務内容

(業務計画)

第14条 受注者は契約後速やかに関係資料を収集・整理し、本業務目的を理解したうえで、業務に対する実施方針、実施方法、業務組織及び照査体制などをとりまとめた業務計画書を作成し、発注者に提出するものとする。

(業務内容)

第15条 本業務の内容は、以下のとおりとする。

1. 計画業務

当該対象区域は秩父地域における交通の要衝となる可能性があり、旧秩父セメント第一工場跡地が秩父市立病院建設最有力候補地となっていることを念頭におき、医療・商業・観光等、秩父地域を支える公共サービスや産業の集積地として土地利用の検討を進めること。

(1) 土地利用検討

土地利用の検討については、地権者の意向を考慮しつつ発注者との協議の上、以下の区域における低・未利用地について検討を行うこと。なお、アの北側に位置する秩父市立病院建設予定地における関係資料については受注者に貸与する。

ア 旧秩父セメント第一工場跡地（国道 140 号以東）

イ 秩父駅東側

ウ 秩父駅西側

(2) 交通量解析

現況及び本業務において検討する将来の土地利用がもたらす交通需要を加味し、周辺道路ネットワークに与える影響分析を行うほか、公共交通導線についても検討すること。

なお、交通需要の算定にあつては、令和 7 年度道路交通センサスの調査結果を基礎とし、西関東連絡道路長尾根バイパスの開通に伴う市街地への交通量流入を踏まえたものとする。

交通量解析については、手法についてあらかじめ発注者との協議の上、着手すること。

2. 設計業務

計画業務によって得られた交通需要等を基礎として、必要な道路・駅前広場等の概略設計を行うこと。

道路施設の検討にあたっては、一般県道秩父停車場秩父公園線から横瀬町地内主要地方道熊谷小川秩父線に接続する道路（（仮称）宮地・横瀬線）について、まちづくり構想との整合性や技術的な妥当性を踏まえて、最適なルートや構造物などの基本方針を決定すること。

なお、（仮称）宮地・横瀬線については、参考資料（宮地・横瀬線道路路線計画業務委託報告書：平成 11 年 3 月）を受注者に貸与する。参照にあたっては、土地利用の変化や最新の技術的知見などを踏まえた再検討が必要であることに十分留意すること。

(1) 道路概略設計

① 道路線形検討

ルート選定にあたっては、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）に基づき、地形・地質・土地利用等の各種制約条件、構造物の位置と基本寸法を加味しつつ、発注者との協議の上、道路線形（平面・縦断）、幅員、主要交差点の位置などを決定すること。

② 主要構造物検討

以下の地点において、複数の構造形式（トンネル、橋梁、函渠など）を立案し、構造物の位置と基本寸法を計画すること。各案の比較検討を行い、経済性・施工性・維持管理性・安全性・周辺環境への影響などを総合的に評価し、最適となる構造形式を選定すること。特に、秩父鉄道本線との交差部については施工方法に留意すること。

（i）秩父鉄道本線との交差部

（ii）地域間連絡道路（秩父市大宮字上野台及び横瀬町大字横瀬を連絡する道路）

(2) 駅前広場検討

駅前広場の検討においては、自由通路の検討も含め、既存の老朽建造物の除却や民間開発の可能性について発注者との協議の上、最も合理的な方法について比較検討すること。

（i）秩父駅東口駅前広場

（ii）秩父駅西口駅前広場

3. 関係機関協議

交通管理者など関係機関（埼玉県）との打合せに対応すること。（2 回）

4. 協議会運営支援

関係地権者・周辺地域住民との合意形成を図るため組織する協議会の運営を支援す

ること。協議会へ報告する資料等を作成するとともに、協議会へ出席し説明を補佐する。
(3 回)

(打合せ協議)

第16条 打合せ協議は、以下の区切りにおいて行うものとする。

- (1) 業務着手時
- (2) 中間打合せ時 (5 回)
- (3) 成果品納入時
- (4) その他、発注者が必要と認めた場合

なお、打合せ協議には管理技術者は立ち会うものとする。打合せ協議の記録は受注者が行うものとし、打合せ後速やかに提出するものとする。

第3章 成果品

(成果品)

第17条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|-----|
| (1) 報告書 (A4 ドッチファイル) | 2 部 |
| (2) 上記電子データ (CD-R 又は DVD-R) | 1 式 |
| (3) その他発注者が必要とする資料 | 1 式 |